処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の６第３項
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：新潟県県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令）
処　分　基　準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理センター （025-285-0110　内線3031）
備　　考：